

「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂案）」に関する意見募集の結果について

令和元年9月30日
厚生労働省
医薬・生活衛生局
水道課

厚生労働省では、水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）（案）について、令和元年7月22日から同年8月20日までの期間及び8月28日にホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計28,141件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜集約及び要約しております。

また、御意見を募集した内容以外の内容についてお寄せいただいた御意見についても、末尾に主な御意見を適宜集約及び要約した上でご参考まで公表しております。

御意見をお寄せいただきました皆様に御礼を申し上げます。

御意見の内容	当省の考え方
全般に関する事項	
<p>本手引きは、あくまで、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）が実施する際の「参考資料」という理解でよいか。</p> <p>そのため、水道事業者等において、個別の事情や創意工夫の結果として、より適切な手順等があれば、本手引きの記載内容によらずに実施してよいか。</p>	<p>御指摘のとおり、本手引きは、水道事業者等が水道施設運営等事業などを検討又は実施する際の参考資料です。</p> <p>そのため、水道事業者等においては、地域の実情やそれぞれの創意工夫の結果として本手引きの記載内容によらず、より適切な手法により事業を推進することが可能です。</p> <p>一方、「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」は、改正後の水道法（昭和32年法律第177号）第24条の4に基づく水道施設運営権の設定の許可について、この許可に関する審査についての基本的考え方を示したものですので、これに基づく事業実施が必要です。</p>
<p>水道法第1条には「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」とあり、水循環基本法第3条第2項では「水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものである」と規定されている。</p> <p>手引き全体について、厚生労働省として、公平・公正な視点で制度の長所・短所を丁寧に説明すべきである。</p>	<p>水道事業者等の置かれた状況は、水源・地形等の自然的条件や人口・経済活動の社会的条件など、地域によって様々です。</p> <p>そのため、各水道事業者等において、こうした地域の実情を踏まえ、どのような方策が水道の基盤の強化を図るために適切であるかをよく議論していくことが重要です。</p> <p>そのため、厚生労働省としては、官民連携や広域連携など、多様な選択肢を検討できるようにすることが適切であると考えています。</p> <p>その一環として、厚生労働省は、官民連携に関する手引きを作成しており、コンセッション方式は、あくまでも官民連携の選択肢の一つです。</p> <p>そのため、運営に必要な人材の確保の他、住民サービスの向上や業務効率化等のメリットが大きいと判断した地方公共団体が導入するものであり、全ての地方公共団体に導入を求めるものではありません。</p> <p>現行の記載により、水道事業者等における検討に資する内容となっていると考えていますが、引き続き、丁寧に情報提供を図ってまいります。</p>
コンセッション方式における実施契約	水道施設運営権の設定に関しては、水道法に許可基準を

<p>に関しては、地方公共団体にとって一方的に不利な契約とならないように、厚生労働省において省令で細かく規定すべき。</p> <p>本手引きでは、具体的な規定は地方公共団体が定めて契約するよう記載があるが、責任逃れの丸投げではないか。</p>	<p>定めた上で、水道施設運営権の許可基準の技術的細目を厚生労働省令で定めるとともに、審査についての基本的な考え方を示すため、水道施設運営権の設定に係る許可に際しての留意事項や、申請書の審査上の基本事項等を「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」にて示すこととしています。</p> <p>なお、本手引きは、水道事業者等が水道施設運営等事業などを検討又は実施する際の参考資料です。</p>
<p>コンセッション方式の導入は、重い判断であるため、地方議会には担えない。</p>	<p>コンセッション方式を導入する場合、平成 23 年の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、実施方針に関する条例の制定や公共施設等運営権の設定等について、議会による議決が必要とされており、議会はコンセッション方式の導入について適切に判断されるものと考えております。</p>
<p>1.3.1. コンセッション方式に係る制度の概要</p>	
<p>既存の民間事業型ではなく、地方公共団体事業型を優先的に推進すべきではないか。</p>	<p>民間事業型は、PFI 法改正当初から水道事業において実施可能とされました。</p> <p>一方、地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるような制度となるよう要望があり、今回の水道法改正により新たに地方公共団体事業型を導入したものです。</p> <p>水道法上は、民間事業型と地方公共団体事業型のいずれも選択可能です。</p> <p>そのため、どのような方式を選択するかについては地方公共団体が判断することになります。</p> <p>厚生労働省としては、引き続き、水道の基盤強化を図るに当たって、水道事業者等において適切に検討することができるよう、丁寧に情報提供を図ってまいります。</p>
<p>「コンセッション方式は…いわゆる民営化とは異なる。…主体は地方公共団体のままであり、経営方針など水道事業全体に関わる方針決定や住民等との給水契約の締結等は引き続き地方公共団体が実施することとなる。…水道事業の民営化や、事業の運営権の売却を行うものではない。」との明記は重要。</p> <p>市民・消費者の誤解を招かないよう、制度の趣旨をしっかりと説明すべき。</p>	<p>水道事業者の置かれた状況は、水源・地形等の自然的条件や人口・経済活動の社会的条件など、地域によって様々です。</p> <p>そのため、各水道事業者等において、こうした地域の実情を踏まえ、どのような方策が水道の基盤の強化を図るために適切であるかをよく議論していくことが重要です。</p> <p>厚生労働省としては、官民連携や広域連携など、多様な選択肢を検討できるようにすることが適切であると考えています。</p> <p>厚生労働省としては、水道の基盤強化の重要性や、その方策としての制度趣旨が国民にも伝わるよう、丁寧に情報提供を図ってまいります。</p>
<p>「コンセッション方式は…いわゆる民営化とは異なる」「水道事業等にコンセッション方式を導入する場合は…水道事業の民営化や、事業の運営権の売却を行うものではない」との記載があるが、我が国のコンセッションは「民間事業者による公共施設等運営事業の実施」を意味し、これが広義の「民営化」であることは否定できない</p>	<p>コンセッション方式は、地方公共団体が公共施設等の所有権を有したままで予め定めた条件の下で民間事業者に運営を任せて効率化を図るものであり、PFI 法の規定等に則り地方公共団体によるモニタリング等が実施されるなど、いわゆる民営化とは異なります。特に、今回の水道法改正により導入された水道施設運営等事業は、地方公共団体が引き続き水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の最終責任を維持する等、公の関与を強</p>

<p>と思われる。</p> <p>また、公共施設等運営権は当初は地方公共団体により設定されるものであるが、一度設定された後は、「みなし物権」として第三者への譲渡も可能になる。</p> <p>「運営権の売却を行うものではない」との記載は、この法的性質について誤解を与えかねないため、記載を改めるべきではないか。</p>	<p>化した仕組みとしたものです。</p> <p>また、抵当権は、債権者たる金融機関等が運営権自体に、みなし物権として設定されるものですが、金融機関が抵当権を行使する場合は、PFI法上の「運営権の移転」にあたるため、公共施設の管理者たる水道事業者等の許可が必要であり、さらに、その許可に際して、あらかじめ議会の議決が必要になります。</p> <p>その上、水道法改正においては、PFI法に基づく運営権の移転に係る地方公共団体による許可の際に、あらかじめ厚生労働大臣に協議しなければならないとされております。</p> <p>このように、みなし物権として抵当権が設定されたからといって、自由に第三者へ運営権を移転できるわけではありません。</p>
<p>「図V-1-3」において、「OM企業」と「広域的官民水道事業体（担い手）」とを別法人とされた意図は何か。</p> <p>広域連携の際には地方公共団体同士が規模に関わらずお互いの立場を尊重しあって協力していくことが極めて重要であり、規模に関わらず水源や高度な水処理施設を有する地方公共団体との関係などを踏まえ地域の実情に合わせて決定されるべきものであるから、そういった点を踏まえた記載に修正すべき。</p>	<p>御指摘の図は、経済・財政一体改革推進委員会で示された民間団体の提案を一例として紹介したものです。個々の事業については、地域の実情を踏まえて実施されるものと考えています。</p>
<p>1.3.2. コンセッション方式の導入により期待される効果</p>	
<p>1) 水道事業者等にとっての効果 (1) 事業運営の改善</p>	
<p>現行の一般競争入札方式や単年度予算主義は、効率的かつ民主的な水道事業運営のための基本的な原理であり、これを放棄することには慎重な検討を要する。</p> <p>一般競争入札方式の放棄は、地方公共団体の資金を用いて、運営権が懇意の者と契約するおそれが高まり、かえって非効率である。</p> <p>また、単年度予算方式については、地方公共団体の調達においても必要に応じて複数年契約とする規則にすればよいだけであって、コンセッション方式の導入が必要と結論づけるのには論理の飛躍があるのではないか。</p>	<p>本記述は、官民連携の一環としてコンセッション方式を採用した場合の一般論として、民間による長期・一括発注による事業コストの削減・工期短縮により事業運営が改善される効果が期待されることを記載したものです。</p> <p>コンセッション方式は、あくまでも官民連携の選択肢の一つであり、住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に、地方公共団体が議会の議決を経て、地方公共団体の判断で導入するものです。</p>
<p>「公共施設等運営権者が、当該公共施設等運営事業以外にも広域的に水道関連事業に従事している場合等は、薬品や資機材の一括調達等によるコスト削減が期待される。」とあるが、コンセッション方式ではなく、広域連携で十分対応可能ではないか。</p>	<p>本記述は、官民連携の一環としてコンセッション方式を採用した場合の効果について、一般論として、公共施設等運営権者が広域的に水道関連事業に従事している場合等の薬品や資機材の一括調達等によるコスト削減が期待されることを記載したものです。</p> <p>事業に係るコスト削減については、御指摘の広域連携の推進を含め、様々な手法があると考えています。</p>

(2) 人材確保・育成、技術の承継	
<p>地方公共団体による運営であっても人材確保・育成、技術の承継は必須であり、コンセッション方式の導入とは無関係ではないか。</p>	<p>御指摘のように、将来にわたって安全な水を安定的に供給していくためには、事業の運営に必要な人材の確保及び育成や技術の継承が不可欠です。</p> <p>そのため、今般の「水道の基盤を強化するための基本的な方針」においては、水道の基盤の強化を図るに当たり、今後の水道事業等の目指すべき方向性として、水道事業者等においては、「運営に必要な人材を自ら確保すること」及び「運営に必要な人材を育成すること」が重要である旨を記載しています。</p> <p>今後、「水道の基盤を強化するための基本的な方針」に基づき、都道府県において、当該事項を含め、水道基盤強化計画において様々な取組が推進されるものと考えています。</p> <p>厚生労働省としては、こうした水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する取組に対して、引き続き、必要な技術的及び財政的な援助を行ってまいります。</p> <p>なお、本手引きでは、コンセッション方式の導入の効果の一つとして、「人材確保・育成、技術の承継」に関して記載したものです。</p>
<p>「人材確保・育成、技術の継承」「民間事業者と連携した人材確保・育成・技術の継承が期待される」について、コンセッション方式では水道事業等における人材技術の一方的消失が懸念されるため、一般論として妥当でないのではないか。</p>	<p>御懸念のような、コンセッション方式により水道事業者等において人材技術の一方的消失が発生することのないようにする観点からも、水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、水道事業者等によるモニタリングの実施に必要な専門的知見を維持するための措置が定められていることを確認した上で、許可することとしています。</p> <p>その上で、本記述は、水道事業者等単独での人材の確保が難しい場合等の選択肢の一つとして、官民連携の活用により、民間事業者の経営に関する知識や技術力を有する人材の確保が期待されることを示したものです。</p>
(3) 財政負担の軽減	
<p>民間資金及び運営権対価の有無にかかわらず、公営企業の水道事業においては、水道料金の収入を原資とするものである。</p> <p>そのため、料金収入を増やすか、事業運営上の経費を減らすなどの長期的な財政負担の軽減は不可欠であり、コンセッション方式は根本的な課題解決にならないのではないか。</p>	<p>現在、水道事業は高度経済成長期に布設された水道施設の老朽化の進行や人口減少に伴う料金収入の減少等の課題に対応することが求められています。</p> <p>今回の水道法改正は、こうした状況を踏まえ、水道事業の広域連携や多様な官民連携を進めるとともに、水道事業者等に対し適切な資産管理を求めること等により、水道の基盤強化を図るものです。</p> <p>御指摘のとおり、コンセッション方式はあくまでも官民連携の選択肢の一つと考えており、厚生労働省としては、水道事業者等において、地域の実情を踏まえつつ、官民連携や広域連携など、多様な選択肢を検討できるようにすることが適切であると考えています。</p> <p>なお、仮にコンセッション方式を導入する場合、運営権対価は水道事業会計の収入として取り扱われ、水道事業等の財政負担の軽減に寄与し、水道の基盤強化や水道料金上昇の抑制等に資することとなります。</p>
<p>民間資金による資金調達を前提とせずともコンセッション方式は実施可能では</p>	<p>資金調達方法の選択は、各水道事業者等や民間事業者の事情を踏まえて適切に検討されるべきものと考えており</p>

<p>ないか。</p> <p>現下での起債による調達コストとコンセッション方式における市中機関からの調達コストを比較しても、一般的には前者の方が低く、現下での起債の活用の方がより経済合理的ではないか。</p>	<p>ます。水道施設運営等事業の導入に当たっては、資金調達コストを含め、住民サービスの向上、業務効率化等を勘察し、総合的にメリットが大きいと判断した地方公共団体が実施するものです。</p>
<p>「財政負担の軽減」とあるが、地方公共団体が地方債を減らした代わりに公共施設等運営権者が金融機関から資金調達をするのであれば、事業のための資金にかかる金利自体は大幅に上がるため、コストアップの原因にならないか。</p>	<p>本記述は、官民連携の一環としてコンセッション方式を採用した場合の効果について、一般論として、長期・一括発注による事業コストの削減・工期短縮による財政負担の軽減が期待されることを記載したものです。</p> <p>コンセッション方式は、あくまで官民連携の選択肢の一つであり、御指摘のような資金調達コストだけでなく、住民サービスの向上、業務効率化等を勘察し、総合的にメリットが大きいと判断した地方公共団体が実施するものです。</p>
<p>資金繰りのリスクを公共施設等運営権者に移転することができる、とのことだが、水道事業者が最終的に地方公共団体としてリスクを負う改正水道法の趣旨と反するのではないか。</p>	<p>水道施設運営等事業は、地方公共団体が引き続き水道事業者等としての位置付けを維持したまま、水道事業の最終責任を維持する等、公の関与を強化した仕組みとしたものです。</p> <p>水道施設運営等事業は、民間資金を活用して実施することとなるだけでなく、水道事業者等は、公共施設等運営権者から運営権対価を徴収することができます。</p> <p>これらのことから、水道事業者等にとっては、起債額を削減できる等の効果が考えられます。</p> <p>それに伴い、事業に係る資金繰りのリスクを公共施設等運営権者に移転し、公共施設等運営権者が一定の裁量により資金調達・借入返済等のリスク管理を含めた財務企画を行うこととなります。</p> <p>御指摘の「事業に係る資金繰りのリスクを公共施設等運営権者に移転」とは、このような効果を指しています。</p>
<p>「水道事業者等」側の効果として、「対象事業の継続性・採算性に関する当該金融機関等からのモニタリング機能が加わることも期待できる」との記載がある。</p> <p>金融機関等は自らの営利目的・事業性の観点でモニタリングを行うのであり、地方公共団体等に代わって公共目的でモニタリングを行うわけではない。公共事業である水道事業を事業性により判断して実施することは認められない。</p> <p>また、金融機関等からの資金調達が困難になれば、事業の継続性に疑義が生じるわけであり、メリットだけ記載し、そのようなリスクを記載しないのは妥当ではない。</p> <p>我が国の空港その他のコンセッションの先行事例において明確にこのような効果が認められていない限りは、当該記載を削除する又はリスクも記載するべきと考える。</p>	<p>水道施設運営等事業による水道施設の適切な運転管理や健全な経営を確保する観点から、まず、水道事業者等が自ら適切なモニタリングを実施することが必要であると考えています。</p> <p>その上で、御指摘のとおり金融機関等は営利法人ですが、例えば、水道事業者等と金融機関等が直接協定を締結した場合には、金融機関等からのモニタリングは水道事業者等によるモニタリングを補完する効果があると考えられます。</p> <p>金融機関から資金調達が困難になる場合には、その前から経営難の兆候が生じていると考えられますが、水道事業者等が、平素より公共施設等運営権者の経営状況や業務の実施状況のモニタリングを実施することにより、経営難に陥る前に対処することが必要であると考えております。</p>
<p>2) 水道の需要者にとっての効果</p>	

<p>施設更新の加速化や漏水量の低減があっても、それ自体は需要者にとっての利点ではない。また、地方公共団体が継続的に直接運営するほうが、民間事業者が交代するおそれのあるコンセッション方式よりもサービスの享受は安定的ではないか。</p>	<p>コンセッション方式は、あくまでも官民連携の選択肢の一つであり、運営に必要な人材の確保の他、住民サービスの向上や業務効率化等のメリットが大きいと判断した地方公共団体が導入するものです。</p>
<p>「水道の需要者にとっては、(中略)より質が高く、将来にわたって安定的な水道サービスを楽しむことが期待される。(中略)水道料金の上昇幅が低減され、水道の需要者の負担が軽減することが期待される。」との記述の根拠を市民・消費者に対し、理解できるよう、丁寧に説明する必要があるのではないか。</p>	<p>現在、水道事業は高度経済成長期に布設された水道施設の老朽化の進行や人口減少に伴う料金収入の減少等の課題に対応することが求められる状況となっています。</p> <p>今回の水道法改正は、こうした状況を踏まえ、水道事業の広域連携や多様な官民連携を進めるとともに、水道事業者等に対し適切な資産管理を求めること等により、水道の基盤強化を図るものです。</p> <p>そのため、厚生労働省としては、官民連携や広域連携など、多様な選択肢を検討できるようにすることが適切であると考えています。</p> <p>その一環として、厚生労働省は、官民連携に関する手引きを作成しており、コンセッション方式はあくまでも官民連携の選択肢の一つです。</p> <p>厚生労働省としては、水道の基盤強化の重要性や、その方策としての制度趣旨が国民に伝わるよう、丁寧に情報提供を図ってまいります。</p>
<p>期待される効果として、「将来にわたり安定的な水道サービスを楽しむこと」と「今後の国内情勢によって見込まれる料金上昇をコスト削減を通じ抑える」ことをあげてが、両者は矛盾しているのではないか。</p>	<p>コンセッション方式の導入により、民間ならではの経営ノウハウや高い技術力を効果的に活かした効率的な事業運営により、地方公共団体や住民に効率的・安定的なサービスの提供が可能になると期待されており、矛盾する記載ではないと考えております。</p>
<p>「事業運営の改善等によるコスト削減を通じて、水道料金の上昇幅が低減され、水道需要者の負担が軽減することが期待される」とあるが、事業コストの削減によって事業運営が改善しても、水道の需要者の利益には繋がらないのではないか。</p> <p>また、どれほどの効果があるのか疑問である。</p>	<p>水道施設の老朽化や人口減少に伴う料金収入の減少等により、今後、水道料金が上昇する水道事業者が多いことが見込まれていますが、公共施設等運営権者から徴収する運営権対価（利用料を収受する権利に対する対価）は水道事業会計の収入として取り扱われるため、水道事業等の財政負担の軽減に寄与します。</p> <p>また、この事業運営の改善等によるコスト削減を通じて、水道料金の上昇幅が低減され、水道の需要者の負担が軽減することが期待できます。</p> <p>どの程度の効果が得られるかは事業の状況により様々ですが、コンセッション方式は、地方公共団体が住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に、議会の議決を経て導入するものです。</p>
<p>「水道事業者が常日頃からモニタリングできなければ、適正な料金の設定とすることができない可能性があることに留意する必要がある。」と追記すべき。</p>	<p>水道施設運営等事業を導入する場合、水道事業者等は、自ら適切なモニタリングを継続的に実施することが必要です。</p> <p>そのため、厚生労働大臣が水道施設運営権の設定の許可を行う際には、水道事業者等によるモニタリングの実施体制等が適切に定められていることを確認することとしています。</p> <p>また、本手引きにおいて、モニタリングの実施頻度の設定の考え方及び下水道分野におけるモニタリング体制の先行事例を示すこととしています。</p>

3) 民間企業にとっての効果	
(1) 事業運営についての裁量の拡大	
<p>事業運営についての裁量の拡大等とあるが、民間事業者へ新たな事業機会をもたらすといっても、重要インフラ維持のリスク拡大にも繋がることを十分留意する必要があるのではないか。</p> <p>また、水道事業を運営可能な民間事業者はごく少数であって、実態は単なる一部の者への利益誘導ではないか。</p>	<p>コンセッション方式の導入に当たっては、地方公共団体が、民間事業者の業務内容や経営状況について定期的にモニタリングを行い、指導・監督を行うこととなります。</p> <p>また、公共施設等運営権者については、PFI法の規定及び「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」(平成30年10月18日内閣府作成)に沿って、透明かつ公平に選定する仕組みとなっています。</p>
(2) 人材確保・育成、技術の継承	
<p>「(2) 人材確保・育成、技術の承継」の2行目の「地域の人材の確保・育成、…」の前に、「公共施設等運営権者にとっては」と追記すべき。</p>	<p>「3) 民間企業にとっての効果」における文章であり、公共施設等運営権者に関する内容であることが明らかなることから記載しないこととしました。</p>
<p>民間事業者は人材育成・技術の承継の観点において短期の労働力調達の意味しか持ち得ない人材派遣会社の利用を制限されるべきではないか。</p> <p>地方公共団体の水道関連経験者退職後の再雇用先としては同観点の上では有効だと考える。</p>	<p>将来にわたって安全な水を安定的に供給していくためには、事業の運営に必要な人材の確保及び育成や技術の継承が不可欠です。</p> <p>そのため、今般の「水道の基盤を強化するための基本的な方針」においては、水道の基盤の強化を図るに当たり、今後の水道事業等の目指すべき方向性として、水道事業者等においては、「運営に必要な人材を自ら確保すること」及び「運営に必要な人材を育成すること」が重要である旨を記載しています。</p> <p>これに対して、本記述は、コンセッション方式の導入に伴う人材確保・育成、技術の承継に関する効果について一般論として記載したものです。</p> <p>いずれにせよ、水道事業者等において、都道府県の策定する水道基盤強化計画のスキームも活用しつつ、地域の実情を踏まえつつ、取組を推進することが重要であると考えています。</p>
<p>「契約が長期間」になろうとも、有期間である限り、契約期間満了後の状況について不安が残る。</p> <p>また、民間事業者には倒産・廃業・撤退等のリスクもあることから、必ずしも「効果的」であるとは言えない。</p>	<p>水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置や契約終了時の措置が適切に定められていることを確認した上で許可することとしています。</p>
(3) 資金調達の円滑化	
<p>資金調達の円滑化として、「抵当権が設定できる」とあり、民間事業者にとってはメリットでも、国民から見れば抵当権実行後の対応に不安を覚える。</p> <p>運営権の抵当が執行された場合、水道事業の運営が第三者に渡ることになり、かえって水道事業を不安定化させるのではないか。</p> <p>そのため、抵当権の設定については何らかの規制をかけるべきではないか。</p>	<p>抵当権は、債権者たる金融機関等が運営権自体に、みなし物権として設定されるものですが、金融機関が抵当権を行使する場合は、PFI法上、地方議会の議決を経た上で、公共施設の管理者たる水道事業者等の許可が必要です。</p> <p>その上で、今回の水道法改正においては、当該許可に際して、あらかじめ厚生労働大臣に協議しなければならないとされており、</p> <p>このように、みなし物権として抵当権が設定されたからといって、自由に第三者へ運営権を移転できるわけではありません。</p>
<p>「公共施設等運営権は、PFI法第25条の規定により、物権として運営権自体への抵当</p>	<p>御指摘のとおり修正いたしました。</p>

<p>権が設定できる」とあるが、正しくは「みなし物権として」ではないか。</p>	
<p>コンセッション方式の導入に関する懸念への対応</p>	
<p>全般的な事項</p>	
<p>「…コンセッション方式の導入を検討するにあたっては、…懸念への対応を明らかにし、事業の意義等を丁寧に地域住民に説明し、理解を得ながら進めていくことが重要である。」との記述のとおり、市民・消費者（地域住民）の理解を得ての実現となることを切望する。</p>	<p>現在、水道事業は高度経済成長期に布設された水道施設の老朽化の進行や人口減少に伴う料金収入の減少等の課題に対応することが求められる状況となっています。</p> <p>今回の水道法改正は、こうした状況を踏まえ、水道事業の広域連携や多様な官民連携を進めるとともに、水道事業者等に対し適切な資産管理を求めること等により、水道の基盤強化を図るものです。</p> <p>そのため、厚生労働省としては、官民連携や広域連携など、多様な選択肢を検討できるようにすることが適切であると考えています。</p> <p>その一環として、厚生労働省は、官民連携に関する手引きを作成しており、コンセッション方式はあくまでも官民連携の選択肢の一つです。</p> <p>御指摘のように、厚生労働省としては、引き続き、上記の趣旨について丁寧に情報提供を図ってまいります。</p>
<p>「事業の意義等を丁寧に地域住民に説明し」とあるが、これのみならず、継続的に民間事業者及び事業自体の経営情報の開示と説明を尽くすことが必要である。</p>	<p>水道法第 24 条の 2 において、水道事業者等は水道の需要者に対し、水道事業に関する情報を提供しなければならないとしています。</p> <p>この情報の中には、水道施設運営等事業を含む水道事業の実施体制や、水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項が含まれており、水道事業者等は需要者に対し積極的にわかりやすく情報提供をしていくことが求められます。</p> <p>そのため、情報公開については、本手引き案の「2.1.2 地方公共団体事業型における検討事項 13) その他の検討すべき事項 (1) 情報公開」において、実施契約や事業計画の内容、水道事業者等による水道施設運営権者（以下「運営権者」という。）の業務及び経理の状況に関するモニタリング結果等については、運営権者の権利や正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ、特許等）を除いて、水道施設運営等事業を実施する地方公共団体の情報公開条例等に基づき、適切に情報公開されるよう実施契約書に規定を盛り込むことが望ましい旨を記載しています。</p>
<p>(ア) 水道水の安全性の確保</p>	
<p>「地方公共団体が、PFI 法に基づき、「実施方針」と民間事業者との契約である「実施契約」において、設備投資も含めた業務内容や管理・運営レベルを明確に定めることにより、水道水の安全性を確保する。さらに、水道施設運営等事業においては、厚生労働大臣がその内容を確認した上で、許可する。」とあるが、「実施契約」は地方公共団体議会の議決事項でなく、住民の知らぬ間に内容が変わって行くおそれがあるが、</p>	<p>水道施設運営等事業を実施しようとする地方公共団体は、PFI 法に基づき、実施方針条例の制定時や運営権設定時において議会の議決を得る必要があります。</p> <p>これらの議決に反した実施契約を締結することはできません。</p>

<p>それにたいする歯止めがないのは問題ではないか。</p>	
<p>(イ) 水道料金の高騰</p>	
<p>料金改定のための条例改正などに関して、厚生労働大臣は関与しないのか。</p>	<p>料金については、PFI 法に基づき、地方公共団体が事前に条例で料金の枠組みを定めるため、公共施設等運営権者は条例で決められた枠組みの範囲内でしか料金を設定できません。</p> <p>これに加え、水道施設運営等事業においては、厚生労働大臣が適切な料金設定であることを確認した上で、許可することとしています。</p> <p>仮に、やむを得ない事情によって、この枠組みの範囲を超えて料金を上げる必要が生じた場合、地方公共団体は改めて議会において条例改正を行うことが必要となります。</p> <p>この場合、水道法及び水道法施行規則の規定に基づき、料金の算出根拠及び経常収支の概算を記載した書類を添えて、厚生労働大臣等に料金の変更の届出を行う必要があります。</p>
<p>コンセッション方式による運営権の設定は長期に及ぶものであり、運営権を持ち直接事業を実施しているものが次第に優位性を持つことになるのは避けがたいことである。</p> <p>料金体系は、コスト構造を把握しているからこそ適正な設定が可能なところ、コンセッション方式の導入によりこれらがブラックボックス化されてしまえば、料金設定の適正性の検証は地方公共団体にとって不可能であり、民間事業者が主張する料金の値上げを認めざるを得なくなるのではないか。</p>	<p>コンセッション方式は、施設整備を含む業務の範囲、サービスの水準、料金などについて、地方公共団体があらかじめ条例等で定めた一定の枠組みの下で行われるものです。</p> <p>この枠組みの中で、運営権者が民間ならではの経営ノウハウや高い技術力を効果的に活用し、事業を効率的に行うことで一定の利益を得ることは認められています。</p> <p>仮に、やむを得ない事情によって、この枠組みの範囲を超えて料金を上げる必要が生じた場合であっても、地方公共団体の議会において条例改正が必要となることから、民間事業者は一方的な料金の値上げをできるわけではありません。</p>
<p>「水道料金の高騰」について「上限」を定めることとしているが、民間事業者側の提案（主導）で修正させられたり、議会で否決された場合は「契約解除」で損害等の費用は水道事業者等が負担することになっているなど、懸念が払拭されていない。</p>	<p>料金の上限については、民間事業者の一方的な意向によって上限を設定できるわけではなく、議会において条例改正の手続きが必要となる仕組みとなっております。</p> <p>また、水道施設運営等事業を実施する場合には、料金改定について議会で否決される場合等、様々な事由について、事前に水道事業者等と民間事業者の間で対応方針について可能な限り明確化・具体化しておくことが重要であると考えています。</p>
<p>(ウ) 民間事業者への適切な監督</p>	
<p>民間事業者への監督を強化することで、かえってコストがかかるのではないか。</p>	<p>民間事業者へのモニタリングにより一定のコストを要することは想定されますが、コンセッション方式は、モニタリングに要するコストや住民サービスの向上、業務効率化等を勘案し、総合的にメリットが大きいと判断した地方公共団体を実施するものです。</p>
<p>(エ) 災害時の適切な対応</p>	
<p>コンセッション方式では、災害時に民間事業者が利益を重視して十分な対応を行わなかった場合、知識も経験も乏しい地方公共団体は、水道とは無関係な人員を充てて対応しなければならない事態が生じるの</p>	<p>災害時の対応をどこまで民間事業者に委ねるかは、あらかじめ実施契約で定めることとなります。</p> <p>また、厚生労働大臣が水道施設運営権の許可を行う際には、災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置として、水道事業者等と運営権者の役割分担、連携</p>

<p>ではないか。</p>	<p>方法等の実施体制や費用分担等が定められていることを確認した上で許可することとしています。</p>
<p>災害時は、「地方公共団体が事業の最終的な責任を負った上で実施する」とあるが、責任を負えるだけの人材が地方公共団体に残っているかどうか疑問である。</p>	<p>水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、水道事業者等によるモニタリングの実施に必要な専門的知見を維持するための措置（研修や運営権者や他の水道事業者等に継続的に人員派遣を行うこと等）が定められていることを確認した上で許可することとしています。</p> <p>さらに、適切なモニタリングを継続的に実施することによって、水道事業者等における技術面、経営面における専門的知見の維持に資するものと考えています。</p>
<p>災害時の適切な対応では、「水道事業者等は地方公共団体のままで、これまでと変わらず、災害時対応も、地方公共団体が事業の最終的な責任を負ったうえで実施する」とされていますが、最近多発する大規模災害を見たときに、実現可能なのか。</p> <p>これまでも地方公共団体では、各事業体が相互支援協定などを締結し、災害時に備える体制を確立してきましたが、営利を目的とする民間企業にそのようなことを義務付けることができるのか、</p>	<p>水道施設運営等事業においては、水道法に基づく認可を有する水道事業者等は、地方公共団体のままであり、これまでと変わらないため、災害時の連携はこれまで同様に、全国の水道事業者等の集まりである（公社）日本水道協会による広域的な応援体制により実施されます。</p> <p>また、災害時の対応をどこまでを民間事業者に委ねるかについては、あらかじめ実施契約で定めることとなるため、被災した地方公共団体への応援を民間事業者に行わせることも可能です。</p> <p>厚生労働大臣は、実施体制が体制図等により明確に定められ、水道事業者等と運営権者の役割分担及び両者の連携方法が明確に位置づけられていることを確認した上で水道施設運営権の設定を許可することとしております。</p>
<p>2.1.2. 地方公共団体事業型における検討事項</p>	
<p>1) 対象施設及び事業の範囲</p>	
<p>図 V-1-3 のケースで、当該事業者が複数の地方公共団体にまたがり「水道施設運営等事業」を営むケースも、兼業になるのか。</p> <p>また、「守秘義務」が守れなくなる懸念が生じないのか。</p>	<p>民間事業者が事業を拡大し、当初実施していた水道施設運営等事業とは別の水道事業者等に係る水道施設運営等事業を実施しようとする場合は、当初事業における兼業に該当すると考えられることから、事前に水道事業者等の承諾を得る等の手続きが必要となります。</p> <p>また、兼業の場合であっても、運営権者は守秘義務を遵守する必要があり、実施契約にその旨を規定する必要があると考えております。</p>
<p>案の V-12 に「いわゆる新設工事及び施設等を全面除却し再整備するものは実施することができないこととされている」とあるが、この点については V-16 に詳しい解説がある。この部分だけ読むと趣旨を誤解しかねないため、削除するか、V-16 を参照するよう注書きを入れるべきではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、当該記載の後に、V-16 を参照する旨追記します。</p>
<p>〔参考〕新設工事及び施設等の全面除却を伴う再整備の考え方について、「考えられる」や「考えられる」が多用されているが、そのあとに違う解釈で「解される」などが使われており分かりにくくなっている。</p>	<p>内閣府「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」（平成 30 年 10 月 18 日内閣府作成）では、公共施設等運営権が、運営権を設定する時点で存在する「物」に対して設定するものであるため、新たな施設を作り出すこと、いわゆる新設工事及び施設等を全面除却し再整備するものは実施することができないこととされています。</p> <p>御指摘の記載は、この考え方について、水道事業等における具体的なケースに当てはめて検討し、解釈を示したも</p>

	<p>のであるため「解される」としています。 なお、表現ぶりについては御意見を踏まえ一部修正いたしました。</p>
<p>人口減少下では施設の統廃合やダウンサイジングなどが有効な方策であると考え るが、そのような方策との関係性も記載 いただきたい。</p>	<p>水道施設運営等事業においては、水道事業者等が、実施方針や実施契約において、施設の統廃合やダウンサイジングを考慮した上で、設備投資も含めた業務内容等を定めることとなります。</p>
<p>2) リスク分担の考え方</p>	
<p>「当該事業自体に収益性があり、かつ、運営の自由度が高ければ、水道施設運営権者はより多くのリスクをとることが可能となる」と記載しているように、水道事業を「ハイリスク・ハイリターン」ビジネスとするかのような表現があるが、多くの国民が望むのはあくまで、水道法、水循環基本法にある「安心・安全」な水道事業である。</p>	<p>御指摘の記載箇所は、事業の収益性及び運営の自由度とリスクの関係についての一般論を示したものであり、御指摘のとおり、安心・安全な水道事業は重要であると考えております。 また、コンセッション方式は、あくまでも官民連携の選択肢の一つです。 運営に必要な人材の確保の他、住民サービスの向上や業務効率化等のメリットが大きいと判断した地方公共団体が導入するものであり、全ての地方公共団体に導入を求めるものではありません。</p>
<p>「当該事業自体に収益性があり、かつ、運営の自由度が高ければ、水道施設運営権者はより多くのリスクをとることが可能となる。」と記載あるが、リスク分担は、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との基本的考え方に基づいて検討する必要がある。 つまり、事業の収益性とリスク分担は無関係であり、あくまで運営条件の全体の枠組みによりリスク分担が決定されるべきである。したがって、「当該事業自体に収益性があり、かつ、」は削除頂きたい</p>	<p>リスク分担については、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方の下、収益性も含めた各水道事業の特性や民間事業者に委ねる事業範囲等を考慮した上で、水道施設運営等事業を実施しようとする地方公共団体が適切に検討すべきものであると考えています。</p>
<p>コンセッション方式は、運営事業で企業が利益を受け、地方公共団体・水道事業者はリスクだけを負うという、地方公共団体（市民）に不利な制度であり、制度の根幹から見直すべきである。</p>	<p>コンセッション方式におけるリスク分担については、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方の下、地方公共団体と民間事業者がリスクを分担する制度であり、地方公共団体だけがリスクを負う制度ではありません。</p>
<p>リスク分担が水道事業者等と運営権者に明確に分かれているものもあるが、ケースバイケースとされているものもある。 事前にリスク発生時の負担、対応者について明確にすべきではないか。</p>	<p>水道施設運営等事業に係るリスクについては、事前に水道事業者等と運営権者の間の分担を可能な限り明確化、具体化しておくべきと考えています。 「(別表) 水道事業等のリスク分担の整理例」はあくまでリスク分担の一例を示したものです。 水道施設運営等事業を実施する場合には、地方公共団体である水道事業者等が、個々の事業の状況に応じて事前にリスク分担について整理し、業務要求水準書や実施契約書等において具体化すべきものと考えております。</p>
<p>(別表) 水道事業等のリスク分担の整理例について、一方にだけ「◎」が付された場合、そのリスク分担を見直すことは非常に困難である。 本表はあくまでも例であり、個々の事業でこの表のみを根拠にリスク分担を決め</p>	<p>御指摘を踏まえ、別表にその旨を追記いたしました。</p>

<p>るようなことがないようにしていただきたい。そのためにも、V-19 ページ4行目にあるような記述を（別表）中の目立つ位置に再掲いただきたい。</p>	
<p>水道事業運営におけるリスク分担を掲げているが、これにより、かえって責任が分散し、連携の不備・不足や遅れなどによって有事の際の対応の遅れにつながることは考えられないか。</p>	<p>リスク分担については、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方の下、あらかじめ水道事業者等と運営権者の間の分担を可能な限り明確化、具体化しておくことが有事の際の対応に重要かつ不可欠なものであると考えています。</p>
<p>3) 水道施設運営権の存続期間</p>	
<p>運営権者の長期的見通しと比較する指標として、水道事業者のアセットマネジメント実施結果を踏まえた長期的見通しが必ず必要であることを記載すべき。</p>	<p>経営方針の決定等の水道事業等の全体方針の決定・全体管理に関する業務は、水道事業者等が自ら実施する必要があるため、長期的な見通しは水道事業者等が作成し、これを踏まえて運営権者が水道施設運営等事業を実施することとなります。</p>
<p>「経常収支が適切に設定できるよう」とあるが、正しくは「経常収支が適切に算定できるよう」又は「経常収支が適切に見積もることができるよう」ではないか。</p>	<p>現行の省令の規定ぶり（水道法施行規則第6条第5号）との整合性の観点から原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>4) 水道事業者等によるモニタリング</p>	
<p>水道事業者等によるモニタリングの目的は、適切な運転管理や健全な経営確保と同時に、市民・消費者（地域住民）への情報公開と理解と応援・協力を得るためでもあり、市民の目線からのチェックができる仕組みを、モニタリングの中につくっていただきたい。</p>	<p>水道法第24条の2の規定に基づき、水道事業者等は、水道の需要者に対し、水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならないと定められています。</p> <p>水道施設運営等事業において運営権者が運営を行う場合においても、情報公開が水道事業の透明性の向上に寄与するものと考えられることから、事業運営に関する情報を積極的に公開していくことが求められます。</p> <p>そのため、本手引き2.1.2の13)その他検討すべき事項において、実施契約や事業計画の内容、水道事業者等による運営権者の業務及び経理の状況に関するモニタリング結果等については、運営権者の権利や正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ、特許等）を除いて、水道施設運営等事業を実施する地方公共団体の情報公開条例等に基づき、適切に情報公開されるよう実施契約書に規定を盛り込むことが望ましい旨を示すこととしております。</p>
<p>コンセッション方式を導入した場合において、委託業者に水道の管理業務を行わせることとなるため、水道運営に関する技術的なノウハウが行政から失われて、結果として運営方針の変更が不可逆的になってしまうのではないか。</p>	<p>水道施設運営等事業を導入する場合、水道事業者等は、自ら適切なモニタリングを継続的に実施することが必要です。</p> <p>そのため、水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、水道事業者等によるモニタリングの実施に必要な専門的知見を維持するための措置（研修や運営権者・他の水道事業者等に継続的に人員派遣を行うこと等）が定められていることを確認した上で許可します。</p>
<p>事業開始後にモニタリングが形骸化しないような対策も記載すべき。</p> <p>また、許可後に、行政改革により組織再編などが行われ、モニタリング体制が適切でなくなることはないのか。</p>	<p>厚生労働大臣が水道施設運営権の設定の許可を行う際には、水道事業者等によるモニタリングの実施体制等が適切に定められていることを確認することとしています。</p> <p>厚生労働大臣による水道施設運営権の設定許可後も、厚生労働大臣が、水道事業者等に対して立入検査等を行う際に、水道事業者等のモニタリング体制が適切であるかにつ</p>

	<p>いて確認します。</p> <p>モニタリングにおける業務の実施状況を確認できる測定指標については、本手引きでもお示ししているとおり、水道事業ガイドライン（平成 28 年 3 月改正、公益社団法人日本水道協会）に示されている業務指標等や水道施設の運転管理に係る第三者委託事業におけるモニタリングの実施事例等を参考に事業内容に応じて、必要な指標を選定することが考えられます。</p> <p>このような指標を適切に設定することにより、プロセスの評価のみならず、結果の評価についても可能であると考えています。</p> <p>また、水道事業者等は自ら適切なモニタリングを継続的に実施する中で、測定指標に基づき、必要に応じ指導することになります。</p>
<p>モニタリングでは、業務の実施状況を確認（プロセスの評価）する指標ではなく、業務の実施状況の評価（結果の評価）できる指標が大事ではないか。</p> <p>仕様発注ではなく、性能発注にもとづく考えだと、実施状況の評価できる指標を参照し、それに基づき、規定を超えている状況にあれば、是正するよう運営権者に水道事業者が指導する等が必要ではないか。</p>	
<p>5) 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置</p>	
<p>先の東日本大震災のような災害の場合、役割分担が明確に定められたとしても役割を果たせない場合も想定され、手引きに責任の範囲を具体的に記述すべき。</p> <p>また、関西空港の事案で生じたような災害時での指揮命令系統の混乱が起きないように、SPC 内の適切な指揮命令系統を示させることが必要ではないか。</p> <p>さらに、外資系企業が破綻した場合にどのように責任を負わせるのか記述する必要がある。</p> <p>利益は民間企業が受けるようですが、損失には税金投入（国民負担）であることも明確に記載すべき。</p>	<p>水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置として、水道事業者等と運営権者の役割分担、連携方法等の実施体制や費用分担等が定められていることを確認した上で許可することとしています。</p> <p>リスク分担については、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方の下、民間事業者に委ねる事業範囲等を考慮した上で、水道施設運営等事業を実施しようとする地方公共団体が適切に検討すべきものであると考えており、必要な経費の全てを公共が負担するものではありません。</p>
<p>災害対応に要する地方公共団体側の費用は、どこから捻出されるのか。</p>	<p>公営企業である水道事業は独立採算制が原則とされていることから、原則として水道事業会計が負担するものと考えます。</p> <p>具体的な財源に関しては各水道事業者等の考えにより異なると考えております。</p>
<p>災害その他非常の場合における費用分担に関し、運営権者の合理的な経営努力とは何か。</p>	<p>合理的な経営努力とは、与えられた運営の自由度等の条件下で、民間事業者によって対応が可能と一般的に期待される程度の経営努力を指していますが、その上で、個別の水道施設運営等事業において、災害時の対応について、どこまでを運営権者に委ねるかについては、水道事業者等と運営権者の間であらかじめ実施契約で決定することとなります。</p> <p>また、本手引きにおいて、水道事業者等と運営権者とのリスク分担の整理例及び下水道分野における災害時の費用分担の先行事例を示すこととしています。</p>
<p>6) 水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置</p>	
<p>運営権者による事業の継続が困難となった場合は、水道事業者等が自ら直営で業務を実施する又は他の事業者への第三者</p>	<p>水道施設運営等事業は、水道事業者等が、運営権者の業務の実施状況に関し、平素からモニタリングを実施することにより、事業の継続が困難にならないよう事前に対処す</p>

<p>委託等により事業を継続する旨が書かれているが、現実的に可能なのだろうか。</p> <p>水道事業者はすでに運営権の譲渡で、当該水道事業を実施する職員体制をなくしているのであるから、対応が困難となるのではないか。運営能力を有する別の民間事業者がいなければ、水道施設の運営は宙に浮いてしまうのではないか。</p> <p>また、水道事業者に対し運営権者による事業の継続が困難になった場合の準備や体制構築を述べているが、その経費はどう考えるのか。</p>	<p>ることが前提です。</p> <p>また、適切なモニタリングを実施することによって、水道事業者等における技術面、経営面における専門的な知見の維持に資することとなります。</p> <p>費用も含むリスク分担については、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方の下、民間事業者に委ねる事業範囲等を考慮した上で、地方公共団体が適切に検討すべきものであると考えています。</p> <p>この上で、水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①水道事業者等によるモニタリングの実施に必要な専門的知見を維持するための措置（研修や運営権者・他の水道事業者等に継続的に人員派遣を行うこと等）が定められていること ②事業の継続が困難となった場合に、代替措置を講ずる際の基本的な考え方や手順があらかじめ定められていること ③契約終了時の引継方法や引継に係る費用負担等についても、あらかじめ定められていること <p>を確認した上で許可することとしています。</p> <p>なお、本手引きにて、事業継続困難時に水道事業者等が自ら直営事業を運営する場合等の対応例を示すこととしています。</p>
<p>何を以て「委託先候補企業」とするのか。相手方との「覚書」的なものを交わしておくことが必要であるのか。それとも水道事業者が作成する、接触はしていない企業も含む「(一方的な)企業名リスト」のレベルでいいのか。</p>	<p>委託先候補となる企業リストの作成にあたっては、第三者委託等により事業を継続することとなった場合に、民間事業者に委ねる事業範囲等に基づき、当該業務の実績を有する企業であることなど事業継続が可能な企業について、地方公共団体が適切に検討すべきものであると考えています。</p> <p>なお、水道施設運営権の設定の許可に際し、委託先候補となる企業リストに掲げられた企業と事前の契約等までを求めるものではありません。</p>
<p>「水道事業者等が、水道施設運営権者に代わり、委託先企業に指揮命令等を行える規程を実施契約に定めていること」との記載があるが受託者の立場としては非常に重たい契約になると考えられる。</p> <p>受託企業（SPCからの再委託）にとっては、契約者（SPC⇒水道事業者）の中途変更となるため、詳細条件が事前に調整されていないと大きなリスクを抱えることになり、提案時のチーム形成においても少なからず影響が生じると考えられる。</p> <p>したがって、契約承継を条件化する場合には、当該水道事業者は、公募段階で早期に実施契約書（案）を開示すべきである。</p>	<p>御指摘のとおり、実施契約書（案）等の公募書類は早期に開示されるべきものであると考えておりますが、開示時期については、水道施設運営等事業を実施しようとする地方公共団体である水道事業者等が適切に検討すべきものであると考えております。</p>
<p>コンセッションを実施する場合は、包括業務委託先をバックアップとしてあらかじめ選定し、水道事業者が「運営権者に代わり」指揮命令体制の構築を準備しなければ</p>	<p>水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事業の継続が困難となった場合に、代替措置を講ずる際の基本的な考え方や手順があらかじめ定められていること

<p>ばならないが、コンセッション導入時にこれらの費用算定を明確化できるのか。運営権対価や利用料金の算定にどのように反映されるのか。</p>	<p>②契約終了時の引継方法や引継に係る費用負担等についても、あらかじめ定められていることを確認した上で許可することとしています。</p> <p>なお、水道施設運営等事業の継続が困難となった場合の措置は、水道事業者等が事前に検討するものであり、水道施設運営等事業を導入した際に運営権者が収受する利用料金及び運営権者が支払う運営権対価に直接的に反映されるものではありません。</p>
<p>7) 水道施設運営権者の経常収支の概算</p>	
<p>水道事業者等の起債による資金調達も、事業の経済合理性から考えたときには、「水道施設運営権者が、新たに負債等により資金調達するか又は事業報酬を内部留保するかにより確保される」とものと並ぶ、「水道の資産の維持に要する」資金調達のスキームとして考えられるとの理解でよいか。</p>	<p>資金調達方法の選択は、水道事業者等の起債も含め、各水道事業者等や民間事業者の事情を踏まえて適切に検討されるべきものと考えております。</p>
<p>8) 契約終了時の措置</p>	
<p>契約終了時に引き渡す資産以外にも、施設で働く人員の引継ぎ方法にも触れる必要がある。</p> <p>具体的には、水道施設運営事業に従事してきた従業員は、運営権者が変更された場合においても、引き続き同施設で働きたい等の要望があるかもしれない。</p> <p>そういった従業員の要望を聞く事を契約内で予め規定しておく事は、事業の継続性に資するものとする。浜松でも同様の文言を契約書内に入れている。</p>	<p>契約終了時の措置については、各水道事業等の特性や民間事業者に委ねる事業範囲等を考慮した上で、水道施設運営等事業を実施しようとする地方公共団体が適切に検討すべきものですが、引継時の確認方法や引継方法の中に、人員の引継について記載することも考えられます。</p>
<p>9) 水道施設運営権者の適格性</p>	
<p>PFI 事業においては、応募企業に対する参加資格要件として、「PFI 法第9条（欠格事由）に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。」を定めるケースが多いため、本項目においても併記することをご検討いただきたい。</p>	<p>PFI 法に定める欠格事由は、PFI 事業を行う上での所与の条件となります。</p> <p>また、本手引きに列挙されている参加資格要件の内容は、厚生労働大臣が許可の審査の時に確認する項目を示しているものであり、水道事業者等は、事業の内容に応じて、これら以外にも必要な要件を設定することができます。</p>
<p>運営権の譲渡・物権設定その他の担保設定について、水道事業者の承認以外に規制上制限は示されていない。運営権譲渡において予想される混乱への懸念にまったく応えていない。</p>	<p>抵当権は、債権者たる金融機関等が運営権自体に、みなし物権として設定されるものですが、金融機関が抵当権を行使する場合は、PFI 法上の「運営権の移転」にあたるため、公共施設の管理者たる水道事業者等の許可が必要であり、さらに、その許可に際して、あらかじめ議会の議決が必要になります。</p> <p>その上、改正水道法においては、PFI 法に基づく運営権の移転に係る地方公共団体による許可の際に、あらかじめ厚生労働大臣に協議しなければならないとされております。</p> <p>このように、みなし物権として抵当権が設定されたからといって、自由に第三者へ運営権を移転できるわけではありません。</p>

<p>公共施設等運営権者に対して外資規制を設けるべきではないか。</p>	<p>公共施設等運営権者の選定にあたっては、地方公共団体は、外資系企業を含め、透明かつ公平に適切な者を選定することとなります。</p> <p>また、水道施設運営権の設定の許可に際し、厚生労働大臣は、運営権者の適格性も含め、事業が確実かつ合理的であるかを審査した上で許可することとしています。</p> <p>そのため、国内企業か外資系企業かにかかわらず、安全かつ確実な事業運営の確保が可能であると考えています。</p>
<p>10) 利用料金</p>	
<p>利用料金の算定方法によると、「給水以外で得た利益は利用料金から控除され、逆に給水以外で赤字が発生すれば利用料金に転嫁される」ことになる。</p> <p>算定方法に内包される重要な特徴やその根底にある考え方については明記すべき。</p>	<p>法第14条第2項第1号に、「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。」と規定されております。運営権者が収受する利用料金の考え方についても同様の考え方をとっており、本手引きにおいても記載することとしております。</p> <p>なお、総括原価を算定するうえで控除される「ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額」は利益ではなく、収益であるため、マイナスになることはありません。</p>
<p>「総括原価主義方式を適用することが現実的でない場合」の具体的な説明がなく、また、「給水収益を案分する方法も可能」とあるが、この場合に総括原価主義という水道料金算定の基本を形骸化することになる。</p>	<p>「水道事業者等と水道施設運営権者で給水収益を按分する方法」は、各々の業務範囲に応じた原価を算定する等した上で、給水収益を適切に按分する割合を用いて水道事業者等が収受する水道料金と運営権者が収受する利用料金に按分する方法であり、この方法であっても、総括原価を基礎としつつ、合理的かつ明確な根拠に基づき、利用料金を設定することとなります。</p>
<p>総括原価に含まれる「事業報酬」を、これまでの「支払利息と資産維持費の合算額」に代わり「支払利息や配当金等が含まれる」を用いるとある。</p> <p>水道料金の算定において、民間資金導入における“儲け”を含むことがコンセッションでの総括原価方式とされることになる。</p> <p>公営水道事業では、水道料金からの事業利益は内部留保などにより事業に還元される仕組みのもとに総括原価主義による料金設定が行われてきた。</p> <p>しかし、コンセッションでは水道料金に占める事業報酬は事業の外部に「配当金」などとして分離されることになる。事業報酬や配当金の額や占める比率に制限が設けられず、またその具体的な説明責任も制度的に担保されていない。総括原価に不透明な要素を持ち込むことになるのではないか。</p>	<p>水道施設運営等事業は、地方公共団体が、施設整備を含む業務の範囲、サービスの水準、料金などについて、あらかじめ条例等で定めた一定の枠組みの下で行われるものです。</p> <p>この枠組みの中で、運営権者が民間ならではの経営ノウハウや高い技術力を効果的に活用し、事業を効率的に行うことで一定の利益を得ることは認められています。</p> <p>地方公共団体が水道事業を経営する場合における「支払利息と資産維持費との合算額」の代わりに、支払利息や配当金等が含まれる「事業報酬」を用いることとしていることから、事業報酬は資産維持費を含む概念です。</p> <p>配当金の上限については事業ごとに条件が異なることから、一律に基準を定めることはしていません。</p>
<p>「利用料金が法に規定する要件に適合すること」とされ、この中では、これまでの「支払利息と資産維持管理の合算額」に代わり、「支払利息や配当金等が含まれる」とされています。</p>	<p>水道施設運営等事業は、地方公共団体が、施設整備を含む業務の範囲、サービスの水準、料金などについて、あらかじめ条例等で定めた一定の枠組みの下で行われるものです。民間事業者は、この枠組みの中で、民間ならではの経営ノウハウや高い技術力を効果的に活用し、事業を効率</p>

<p>民間企業である限り、「利潤を上げ株主に配当する」ことは必然的なことではありませんが、借入金に対する支払利息や配当の上限などには何らの制約が設けられていないのでは、水道料金は高騰せざるを得ないのではないかと。</p> <p>株式配当や役員報酬、金利などに料金の一部が充てられてしまえば、水道事業に再投資する資金が減り、管路の耐震化や施設の更新が遅れることは間違いないのではないかと。</p>	<p>的に行うことで一定の利益を得ることになります。</p> <p>仮に、やむを得ない事情によって、この枠組みの範囲を超えて料金を上げる必要が生じた場合であっても、議会において条例改正が必要となることから、運営権者は一方的な料金の値上げをできるわけではありません。</p>
<p>「運営権者が負担するリスクの内容に応じて料金水準を算定する」とあるが、あらかじめリスク負担を軽減した料金を算定し、災害対応の後あるいはリスク対応が必要な状況が発生するたびに事後的に料金値上げにつながる懸念が払しょくされていない。</p> <p>そもそもリスク負担にかかる事業報酬額の算定方法も明らかでない。</p>	<p>事業報酬の額については、それぞれの水道施設運営等事業の内容や運営権者が負担するリスクの内容に応じて、水道事業者等が合理的に説明できる方法で妥当な水準を算定することになります。</p> <p>事業報酬額の算定方法の一例については、本手引きにて示すこととしています。</p> <p>また、仮に、やむを得ない事情等によって、水道の需要者が支払う水道料金を改定する必要が生じた場合には、地方公共団体の議会において条例改正が必要となることから、運営権者が一方的に料金を値上げできるわけではありません。</p>
<p>事業報酬額の目安の算定の際に用いる「対象事業資産」に「無形固定資産（水利権、著作権等。水道事業等に直接関連する無形固定資産）」が含まれている。</p> <p>当該項目に「公共施設等運営権」は含まれるのか。</p>	<p>掲載した事業報酬額の算定方法はあくまでも一例です。</p> <p>それぞれの水道施設運営等事業の内容や運営権者が負担するリスクの内容に応じて、水道事業者等が合理的に説明できる方法で妥当な水準を算定する必要があると考えております。</p>
<p>自己資本報酬率と他人資本報酬率について、当該事業に参画する企業の指標は異なるため、一律に「類似する公営企業（電気、ガス、水道、鉄道等）」を元にするような記載を見直していただきたい。</p>	<p>本手引きに記載した事業報酬額の算定方法（自己資本報酬率、他人資本報酬率）は、あくまでも一例です。</p> <p>そのため、それぞれの水道施設運営等事業の内容や運営権者が負担するリスクの内容に応じ、水道事業者等が適切に検討するものであると考えております。</p>
<p>利用料金は、あらかじめ設定された数式により、物価変動に応じて定期的に見直されるべきではないかと。</p>	<p>「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」において、事業期間中の利用料金の改定について、定期的な見直し、著しい物価変動が起こった場合の臨時的な見直しに関する考え方が定められ、合理的なものであることを、許可申請時の確認事項として示すこととしています。</p>
<p>「利用料金の改定」について、物価変動については、過去分の精算の方法についても記載していただきたい。</p> <p>物価変動や予見できない水質変動に伴う原価の高騰について、単年度で判断することは手続き的にも煩雑な上に住民理解も得られないため、複数年度継続した場合において適用する事例が過去のPFI事業では散見される。</p> <p>その場合において、過去に（事業期間が終了した場合でも）遡り精算できる旨を記</p>	<p>過去に生じた物価変動の清算については、事業スキームを構築する各地方公共団体の判断に委ねられるものと考えています。</p>

<p>載いただければ効率的な事業運営が実現できると考えられる。</p>	
<p>「水道施設運営権者の利用料金については、地域の実情に応じた適切な期間で定期的な検証及び必要に応じた見直しを第三者を交えて行うこと」と記載があるが、なぜ「第三者を交えて行うこと」が必要なのか。</p> <p>地方公共団体事業型においては、水道事業者等が水道事業等の最終的な責任を負うのであるから、その責任を全うするために必要に応じて水道事業者等の判断で第三者であると考える者を交えて行う、という整理をすれば足るのではないか。</p> <p>従って、「定期的な検証及び見直しを必要に応じて第三者を交えて行うこと」に修正すべきではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「…適切な期間で定期的な検証及び必要に応じた見直しを行うこと。その際、第三者を交えて実施することも差し支えない。また…」と修正しました。</p>
<p>総括原価方式の算定方法の中で、「人件費、薬品費、動力費、修繕費…その他営業費用の合算額」とある。</p> <p>将来の管路等の更新投資にどのように備えるのか（資産維持費の問題）について、「収支の見通しを作成した場合にあっては…おおむね3年後から5年後までの期間について算定されたものであること」という記載はあるものの、それ以上の長期的な更新投資にどのように備えるのか。</p> <p>例えば、財務会計上の「修繕引当金」ないしは「資産除去債務」等の負債項目の計上に伴い発生する費用を、総括原価に加えることはできるのかといった点は明確にされるべきと考えるが如何か。</p>	<p>料金原価の算定方法については、改正後の水道法施行規則第12条及び第12条の2において、30年以上の合理的な算定期間を定めて当該事業に係る長期的な収支を試算し、その試算を行った場合にあっては、当該試算に基づき、算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について算定されたものであることとしています。</p> <p>これにより、将来の更新投資を踏まえた料金設定が可能になると考えられます。</p> <p>また、財務会計上の負債項目の計上に伴い発生する費用に関しては、事業の性質等を踏まえ、個別に判断すべきものと考えます。</p>
<p>「物価変動による費用増減の料金への転嫁に関する計算式（例）」の「d=支払利息のコスト比率」には、運営権の一括取得のために借入を行った場合の支払利息は含まれるのかについて明確にすべきではないか。</p> <p>なお、もしそれぞれ含まれると整理した場合には、それにより総括原価は増えるのか、増えるのであれば、「契約時一括払い」と「分割払い」の相違によって総括原価にも影響が出るのかについても、分析が必要であると考えがどうか。</p>	<p>掲載した物価変動による費用増減の料金への転嫁に関する計算式はあくまでも一例です。</p> <p>それぞれの水道施設運営等事業の内容や運営権者が負担するリスクの内容に応じて検討すべきものであると考えております。</p>
<p>物価変動の定義と料金への転嫁に関する考え方について、例示されている指標「国内企業物価指数（総平均又は電力・ガス・水道）」では、市場全体の動きに連動した対応となるため、個別に細分化し実態にあった指標を使う事が、より適正な料金転嫁に寄与できると考える。</p>	<p>掲載した事業報酬額の算定方法（自己資本報酬率、他人資本報酬率）はあくまでも一例です。</p> <p>それぞれの水道施設運営等事業の内容や運営権者が負担するリスクの内容に応じて、水道事業者等が適切に検討すべきものであると考えております。</p>

<p>例えば、損益計算書の営業費用のうち「原水及び浄水費」については、業務委託費に占める割合が多いので、都道府県が公表している「地域別最低賃金」を指標として利用するなどを検討すべきではないか。</p>	
<p>「電気事業やガス事業の料金原価において急激な変動が見込まれる燃料費や原料費の占める割合は全体の約4割と高い」との記載から考えれば、物価変動の指標として「電力・ガス・水道」を用いるべきではないとも思える。「電力・ガス・水道」の例示を削除すべきではないか。</p>	<p>水道事業の給水原価において変動が想定される動力費と薬品費の占める割合は相対的に高くないものの、これらの費用は毎期経常的に発生します。 仮に動力費等において著しい物価変動が生じた場合には、国内企業物価指数（電力・ガス・水道）も有効な指標になり得ると考えられます。</p>
<p>条例で定められた枠組み（上限）の範囲内であれば、民間が料金改定を出来るように読める。 実際に先行して下水道分野のコンセッションを行っている地方公共団体ではもっと詳細な決まりごとがあり民間の一存で料金改定ができない契約となっている例もあるのではないか。</p>	<p>利用料金は、運営権者の業務範囲に応じて総括原価を算定する等した上で、水道施設運営等事業を実施しようとするそれぞれの地方公共団体において、条例等で上限等の枠組みを規定し、運営権者は、枠組みの範囲内で利用料金を設定できます。 また、厚生労働大臣が、原価を適切に算定して料金を設定していること等を確認した上で許可することとしています。 なお、水道の需要者が支払う水道料金を改定する場合は地方公共団体の議会において条例改正が必要となることから、運営権者が一方的に料金を値上げできるわけではありません。</p>
<p>水道用水供給事業の場合の供給規程はどのように整理されるのか。</p>	<p>水道用水供給事業は、水道法第14条に基づく供給規程を定める義務は課されておらず、その供給は給水契約の定めるところに委ねられます。手引きのV-40、V-41ページに考え方を記載しています。</p>
<p>11) 水道の基盤の強化</p>	
<p>VFM 算定における見通しやリスクを加味した割引率の客観性をどう担保するのか、共通の算定根拠資料を示すべき。 また、NPV' - NPV がプラスであるか否かを以て VFM の有無を判断するのが望ましいが、NPV' にはサービスの向上等経済便益が含まれることから経済便益を数量化した純現在価値を含むべき。</p>	<p>VFM の算定については、内閣府「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」や内閣府「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」に基づき適切に算定されるものと考えます。</p>
<p>「水道施設運営等事業を実施することによる効果（VFM、運営権対価の活用方法）があること」としているが、市中金融機関よりも起債による資金調達で地方公共団体にとって現下では有利で、収入の上方への改善余地が少ない水道事業では、NPV' - NPV > 0 となるのが難しいのが実際かと思われる。 そのため、「効果を踏まえる」とするか、又は「(VFM、運営権対価等)」の記述を除くのが適当ではないか。</p>	<p>水道施設運営等事業を実施することによる効果については、VFMに限らず、水道事業等の健全な経営の確保に関する何らかの効果を得られることが必要と考えます。</p>
<p>基盤強化の「指標」について、「定性的な表現も可能」とあるが、どのようなものか</p>	<p>客観性や透明性の観点からも、目標の設定にあたっては、定量的な指標を基本としています。</p>

<p>不明。「定量的な指標」を避け「表現」をもって基盤が強化された、とみなすことが果たして可能なのか。</p> <p>「基盤の強化」の客観化が回避され不透明化され、コンセッション導入を安易に進めることになるのではないか。</p>	<p>しかしながら、水道事業等全体における課題や水道施設運営等事業の目的に照らし、定量的な指標とすることがなじまない場合や困難な場合等について定性的な表現も可能とするものです。</p>
<p>バランススコアカードの例として 窓口対応体制を5→10人とするサービス向上が図れるとの記載がある。</p> <p>しかしながら、現在、民間企業においても働き手確保が困難となってきたり、今後、人口減少により生産年齢人口がさらに減少すると考えられるため、人員の増加＝サービス向上という表記は改めていただきたい。</p>	<p>表 V-2-4 の内容は基盤強化の指標設定の参考として示したものであり、御指摘の表は他の報告書からそのまま引用したものです。</p>
<p>13) その他検討すべき事項</p>	
<p>(1) 情報公開</p>	
<p>適切に情報公開されるよう実施契約書に「盛り込むことが望ましい。」とあるが、「盛り込まなければならない。」とすべきである。</p>	<p>水道法第 24 条の 2 の規定に基づき、水道事業者等は、水道の需要者に対し、水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならないと定められています。</p> <p>水道施設運営等事業において運営権者が運営を行う場合においても、情報公開が水道事業の透明性の向上に寄与するものと考えられることから、事業運営に関する情報を積極的に公開していくことが求められます。</p> <p>なお、具体的にどのような方法で水道法第 24 条の 2 の規定を担保するかについては、水道事業者等が適切に検討すべきものと考えられることから、実施契約書に関しては「望ましい」としています。</p>
<p>民間としては、長期契約を締結する等で、通常価格よりも低い、安価な金額での調達を交渉する等を考えている。交渉においては、当然ながら締結した金額等の諸条件は、サプライヤーとしては、他の競合や顧客に開示されない事が条件となっている。</p> <p>その為、情報公開においては、特殊な技術やノウハウ、特許等に限らず、契約金額・相手等も、状況によっては開示しなくてもよいものとした。</p> <p>代替手段としての透明性確保としては、例えば、電力業界を参考にし、関連会社取引だった場合等は、その理由等を開示したり、調達方針を予め広く周知する事（HP に載せる）等が考えられる。</p>	<p>水道法第 24 条の 2 の規定に基づき、水道事業者等は、水道の需要者に対し、水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならないと定められています。</p> <p>水道施設運営等事業において運営権者が運営を行う場合においても、情報公開が水道事業の透明性の向上に寄与するものと考えられることから、事業運営に関する情報を積極的に公開していくことが求められます。</p> <p>内閣府「モニタリングに関するガイドライン」によれば、「公表することにより民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項については、あらかじめ PFI 事業契約等で合意の上、これを除いて公表することが必要である。」とされています。</p> <p>水道施設運営等事業においても、当該ガイドラインに則して、情報公開に関する事項を実施契約に規定すべきと考えております。</p>
<p>(2) 契約解除</p>	
<p>「水道施設運営権者は、水道事業者等が実施契約上の重要な義務を履行しない場合、水道事業者等に対して一定の期間を定めて催告し、この期間を経過しても是正されない場合等には、契約を解除できる旨が実</p>	<p>水道事業者等と運営権者が締結する実施契約書は、内閣府「契約に関するガイドライン」に則して作成されるものであり、契約解除は当該実施契約書に基づいて行われるものであると考えております。</p>

<p>施契約に規定される」との記載があるが、いきなり契約解除に至ることは水道事業者等に多大な負担を課すことになるのではないか。</p>	
<p>契約期間が長期となるため、方針変更する場合に莫大なキャンセル料が発生するのではないか。 そのため、動き出した事業の改変（事業者変更や契約変更）は難しくなるのではないか。</p>	<p>違約金の支払いに関しては、水道事業者等と運営権者との間で締結される実施契約に基づき決定されるものであると考えております。 また、一般的に、契約内容の変更が必要となった場合には、水道事業者等と運営権者との協議の上対応することになると考えられます。</p>
<p>(5) 消火栓</p>	
<p>消火栓の設置及び管理については法的に明確化されているが、使用によって生じた問題（下流での濁水発生等）のリスク分担はどのような扱いとなるのかを明記いただきたい。 運営権者では抱えきれないリスクであるため、水道事業者のリスク負担として整理いただくことが肝要と考える。</p>	<p>リスク分担については、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方の下、収益性も含めた各水道事業の特性や、民間事業者に委ねる事業範囲等を考慮した上で、地方公共団体が適切に検討すべきと考えております。 また、水道事業者等と運営権者がリスク認識を協働で行った上で、実施契約書等において具体的な分担等を定めることが必要です。</p>
<p>2.2. コンセッション方式の導入・実施手順</p>	
<p>3) 民間事業者の募集、評価、選定</p>	
<p>「これらの開示情報が不十分である場合、…考慮する必要がある」とあるが、事業者が行うデューデリジェンスが不十分、もしくは事業者がアセットマネジメントを十分に行っていない等の理由により情報の開示が不十分である場合、一つの対応策として、「発生するリスク分担を民間側から公共側に移行するようコンセッション実施契約等で取り決めることが公平な方策」であると考えている。</p>	<p>水道事業者等と運営権者がリスク認識を協働で行った上で、実施契約書等において具体的な分担等を定めることが必要です。</p>
<p>水道事業等が地域経済と密接に連携していることに異論はないが、この記述では水道事業者等が何らかの地域経済発展に関する評価項目を導入しなければならないとの誤解を招きかねない。 このような項目や施策は運営権対価や利用料金などとトレードオフとなる場合もあることから、事業の目的によってはこのことが必須ではない旨を明記すべきと考える。</p>	<p>地域経済との連携方法については、評価・提案項目の一例として挙げているものです。民間事業者の選定方法については、水道施設運営等事業を実施しようとする地方公共団体が適切に検討すべきものであると考えております。</p>
<p>「水道事業等は地域経済と密接に連携していることから、水道施設運営等事業を導入するにあたって、地域経済の発展に配慮した運営を評価項目として設定すること等が考えられる。」についての記載がある。 水道事業等は地域経済と密接に連携していることから、事業者選定における提案書において地域経済との連携方法を評価・</p>	<p>地域経済との連携を事業者選定にあたっての評価・提案項目の一つとすることを手引きの一例として示しております。</p>

<p>提案項目とする等により、地域経済の発展に配慮することも考えられる。</p>	
<p>「水道事業等は地域経済と密接に連携していることから、水道施設運営等事業を導入するにあたって、事業者選定における提案書において地域経済との連携方法を評価提案項目とする等により、地域経済の発展に配慮することも考えられる。」との記載があり、参考として、浜松市下水道の事例を挙げている。</p> <p>当該事例よりもさらに地域経済との連携を深めた形での水道コンセッションの検討を行っている地方公共団体の事例を例示すべきではないか。</p>	<p>御指摘の浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業における優先交渉権者選定基準は、既に実施済みのコンセッション方式導入事例を紹介したものです。</p> <p>民間事業者の選定方法については、水道施設運営等事業を実施しようとする地方公共団体において適切に検討すべきものであると考えております。</p>
<p>「民間事業者を評価、選定するにあたっては、民間事業者による事業実施のための人員確保の現実性の観点が必要である。</p> <p>また、民間事業者の評価、選定においては、必要に応じて、企業グループの信用力を評価項目とすることもできる。」についての記載がある。</p> <p>民間企業においても働き手確保が困難となっており、人員の多さで評価されることのないようにしてほしい。</p>	<p>民間事業者を評価、選定するにあたっては、民間事業者による事業実施のための人員確保の現実性の観点が必要であると考えています。</p> <p>民間事業者の選定方法については、水道施設運営等事業を実施しようとする地方公共団体において適切に検討すべきものであると考えております。</p>
<p>その他</p>	
<p>第三者機関の委員は、公正性、中立性を確保できる者を選任し、さらに民間事業者の選定の是非について市民の意見を広く聴いてその結果を反映する仕組みを導入して、民間事業者の選定を公明正大に行う必要がある。</p>	<p>民間事業者の選定等における第三者機関の設置の有無等、コンセッション方式導入のための検討体制については、同方式を導入しようとする地方公共団体において適切に構築されるべきものであると考えます。</p>
<p>都道府県が認可している水道事業の場合、水道事業者等への指導監督権限は都道府県にあると認識している。一方、法改正に伴い、コンセッション方式を導入する場合、厚生労働大臣の許可を受け、運営権を設定することとされている。このため、運営権者に対する指導監督権限が許可権者である厚生労働省になるのか、認可権者である都道府県になるのか、各水道事業体になるのかが不明確であるためご教示願いたい。</p>	<p>水道事業等が厚生労働大臣認可によるものであるか都道府県知事認可によるものであるかを問わず、水道施設運営等事業においては、運営権者に対する報告徴収や立入検査等に関しては一元的に厚生労働大臣が行うこととしています。したがって、都道府県知事認可の水道事業者等が水道施設運営等事業を実施する場合、認可権者である都道府県知事は、運営権者に対して直接的に報告徴収や立入検査等の指導監督権限を行使することはできません。</p> <p>一方、今回の改正法で導入した水道施設運営等事業は、事業の確実かつ安定的な運営のため公の関与を強化し、給水責任を地方公共団体である水道事業者等に残すものであり、法に基づく認可を受けた水道事業者等が地方公共団体であることは変わりません。このため、都道府県知事は、水道事業者等が法第15条の給水義務等の水道法上の義務を適切に果たせるよう、必要に応じ、水道施設運営等事業に係る業務の実施状況も含む水道事業全体の実施状況に関して、水道事業者等に対して報告徴収等の指導監督権限を行使することが必要です。これにより、都道府県知事は、水道施設運営等事業の内容についても把握することとな</p>

	<p>ります。 また、この旨を施行通知等において示してまいります。</p>
<p>(参考) 海外の水道事業における民間活用の状況等について</p>	
<p>コンセッションを含む民間活用を行っている水道事業のほとんどが契約を更新していることが述べられている。</p> <p>しかし、いったんコンセッション化した地方公共団体が再公営化するためには、法律上技術上の問題が多々あり、そのハードルはきわめて高い。現に再公営化した他都市の中には民間業者との間で訴訟になったり、高額な違約金の支払いに苦しんでいる例がある。また再公営化しようにも地方公共団体には水道事業の技術を承継する職員がすでに散逸していることは容易に想像できる。すなわち、水道事業の民営化後契約更新した他都市の中には、上記のような理由から再公営化したくとも出来ず、やむなく契約更新したケースが多々あるのではないかと想像する。</p> <p>したがって、国が水道事業の民営化に関する他都市の調査をするとすれば、単に契約更新した数のみを調査するのではなく、更新した理由、再公営化しなかった理由まで調査すべき。</p>	<p>御指摘のとおり、水道事業を再公営化した都市の中には、違約金の支払いや訴訟等の課題が生じている事例があることは承知しています。</p> <p>一方で、民間委託が進んでいるフランスやアメリカでは、近年も契約の9割以上が更新(継続)されているなど、海外で一律に再公営化が進行しているわけではありません。</p> <p>今回の水道法改正においては、パリなどの再公営化の代表的事例など海外の事例を包括的に調査した報告書等から、海外の失敗事例における課題(①水質の悪化など管理運営レベルの低下、②水道料金の高騰、③民間事業者に対する監査・モニタリング体制の不備)を整理し、それらの教訓を踏まえ、十分対応できる制度設計としています。</p>
<p>V-92 18 図 V-参-1 において「公営 : 地方公共団体直営、EPIC 等、民間活用 : コンセッション、アフェルマージュ等」と記載されているが、フランスで「公営」と表記されるものには、日本で活用している PPP 手法(コンセッションを除く)が含まれていることから留意願いたい。</p>	<p>御指摘のとおり、水道事業の民間活用について、他国と我が国を比較する際には留意が必要であると考えております。</p>
<p>日本と他国の水道事業の民間活用については定義に差があり比較する際には留意が必要ではないか。</p> <p>V-101 表 V-参-3 に再公営化の事例と水道法での対策について「水道施設の管理運営レベルの低下(水質の悪化等)」の対策に「サービス水準の問題は、どこまでをコンセッション事業者に委ねるかについて PFI 法に基づく実施方針及び実施契約において明確に定めた上で」との記載があるが、実際に契約がなされる前の現段階においては、適切に対応がなされるかどうか不確定ではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、水道事業の民間活用について、他国と我が国を比較する際には留意が必要であると考えております。</p> <p>水道施設運営等事業は、地方公共団体が、施設整備を含む業務の範囲、サービスの水準、料金などについて、あらかじめ条例等で定めた一定の枠組みの下で行われるものです。</p> <p>更に、地方公共団体は、PFI 法に基づく実施方針や民間事業者との実施契約の中で、設備投資を含めた業務内容や水質などの管理運営レベルなどについて、明確に定めることとされております。</p> <p>また、今回の水道法改正により、水道施設運営権の設定に係る許可申請に際しては、民間事業者と水道事業者等との責任分担や水道事業者等によるモニタリング体制等を確認した上で許可することとしています。</p> <p>このように、今回新設した水道施設運営等事業はパリなどの再公営化の代表的事例など海外の事例を包括的に調査した報告書等から、海外の失敗事例における課題(①水</p>

	<p>質の悪化など管理運営レベルの低下、②水道料金の高騰、③民間事業者に対する監査・モニタリング体制の不備)を整理し、それらの教訓を踏まえ、十分対応できる制度設計をしています。</p>
<p>V-101 表 V-参-3 に関して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「課題 水道料金の高騰等」について、フランスでは、民間企業が勝手に料金の値上げができるのではなく、最終的な決定は議会での採決が必要であることから、少なくともフランスは地域(国名)から外していただきたい。 ・「課題 約束された設備投資の不履行」について、地域(国名)にパリ(フランス)とあるが、パリではコンセッション契約期間中に有効率は 78%から 96%に向上(※老朽管の更新、鉛管の全更新)と必要な設備投資を実施しており、当てはまらないと考える。 ・厚生労働省として事例1つ1つを詳しく調査し、掲載すべき。出典元の信憑性にも疑問が残る。課題に対する水道法等における対応策として、地域(国名)は削除していただきたい。 	<p>表 V-参-3 では、海外における水道事業の再公営化等について、御指摘いただいている課題を可能な限り網羅的に把握する観点から、文献、資料等において課題として整理されている内容を幅広く記載しております。</p>
<p>表 V-参-3 について、海外における事例に関しての対応策が指摘及び改善の要求では、問題発生時の事業者への責任転嫁を予告しているだけで対応策の意味をなしていないのではないかと。</p>	<p>今般の水道施設運営等事業は、海外での先行事例の教訓を踏まえ、以下に掲げるような点から、事業の安定性、安全性、持続性の確保に十分留意した制度にしていると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営水準の低下、設備投資の不履行といった、サービス水準の問題については、PFI 法において、地方公共団体が運営権者の業務・経理の状況を適時適切にモニタリングすることにより、早期に問題を指摘し、改善を求めることができます。さらに、地方公共団体のモニタリング体制が専門的な知見や知識を有する者により適時適切に実施できる体制となっているかを厚生労働大臣が確認した上で水道施設運営権の設定を許可します。 ・水道法に基づく水質や水道施設の基準を満たしているか、厚生労働大臣が直接コンセッション事業者に対して報告徴収・立入検査等を実施する仕組みとしています。 ・利用料金については、PFI 法に基づき、地方公共団体が事前に条例で基本的な料金の枠組みを定めることとされています。さらに、厚生労働大臣が原価を適切に算定して利用料金を設定していることを確認した上で、水道施設運営権の設定を許可する仕組みとしています。

(御参考) その他、御意見を募集した内容以外の内容についてお寄せいただいた主な御意見

御意見の内容	当省の考え方
<p>今般の水道法改正に反対する旨の御意見（水道法の改悪するものではないか等）</p>	<p>老朽化した水道施設の更新や耐震化が遅れ、漏水事故や断水のリスクが高まっているとともに、人口減少社会を迎えて経営状況が悪化し、小規模で脆弱な水道事業者では水道サービスを継続できないおそれが生じているなど、水道事業は深刻な課題に直面しています。</p> <p>今回の法改正は、水道の基盤強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給するために制度改正したものです。</p>
<p>今般の水道法改正は水道民営化につながるものであるため反対する旨の意見</p>	<p>平成23年のPFI法改正によりコンセッション方式が創設された当初から、水道事業については住民に対する給水責任を民間事業者に負わせる形であればコンセッション方式を導入することができました。今回の改正法では、事業の確実かつ安定的な運営のため公の関与を強化し、給水責任は地方公共団体である水道事業者に残した上で、厚生労働大臣の許可を受けてコンセッション方式を実施可能にしたものです。</p> <p>コンセッション方式の導入について、国や地方公共団体の関与を強めたもので、水道事業自体を「民営化」するものではありません。</p> <p>また、コンセッション方式は、あくまで官民連携の選択肢の一つです。</p> <p>住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に、地方公共団体が議会の議決を経て、地方公共団体の判断で導入するものです。</p>
<p>民間委託やコンセッション方式などの官民連携よりも、地方公共団体同士の広域連携を重視すべきではないか。</p>	<p>水道事業者等の置かれた状況は、水源・地形等の自然的条件や人口・経済活動の社会的条件など、地域によって様々です。</p> <p>そのため、こうした地域の実情を踏まえ、どのような方策が水道の基盤の強化を図るために適切であるかをよく議論していくことが重要です。</p> <p>そのため、今後の水道事業等の目指すべき方向性として、官民連携や広域連携など、多様な選択肢を検討できるようにすることが適切であると考えています。</p>
<p>財政力にばらつきのある地方公共団体の水道事業には、国の財政支援が不可欠である。それこそが、全国どこに住んでいても誰でも安全な水を利用できる水道事業を維持する国の責任を果たすことになるのではないか。</p>	<p>公営企業である水道事業については、地方財政法第6条において、公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、老朽化した水道施設の更新等に係る費用は水道料金の収入をもって充てることが基本です。</p> <p>その上で、地方公共団体の要望等も踏まえつつ、経営基盤が脆弱な水道事業者等への必要な財政支援のための予算を確保してきました。とりわけ、令和元年度予算においては、「防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策」を踏まえ、前年度当初予算比約174パーセントの水道施設整備費等を確保しています。</p> <p>引き続き、必要な予算の確保に努めていきます。</p>
<p>水道事業を経営するためには水道料金だけでは厳しいため、国の予算を地方に配分すべきではないか。</p>	<p>公営企業である水道事業については、地方財政法第6条において、公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、老朽化した水道施設の更新等に係る費用は水道料金の収入をもって充てることが基本です。</p> <p>その上で、地方公共団体の要望等も踏まえつつ、経営基盤が脆弱な水道事業者等への必要な財政支援のための予算を確保して</p>

	<p>きました。 引き続き、必要な予算の確保に努めていきます。</p>
<p>今まで水道の施設更新に必要な財源を積み立ててなかったのは、過去に国策で過大な投資をさせられて借金を作り、その返済で手いっぱいだったからではないか。国民にその失敗を押し付けるのではなく、国が責任を持って水道の老朽化対策に資金を投入すべきではないか。</p>	<p>これまで、国民生活に必要な水道水を供給することをナショナルミニマムとして確立することを目的として、未普及地域の解消や、特に大都市周辺の需要の逼迫の解消等のため、ダム建設などの施設整備を行ってきました。</p> <p>その結果、水道の普及率は約98%となり、安全安心な水を住民に供給することが可能となっていると考えています。</p> <p>一方で、現在は、水道事業は高度経済成長期に布設された水道施設の老朽化の進行や人口減少に伴う料金収入の減少等の課題に対応することが求められる状況となっています。</p> <p>今回の水道法改正は、こうした状況を踏まえ、水道事業の広域連携や多様な官民連携を進めるとともに、水道事業者等に対し適切な資産管理を求めること等により、水道の基盤強化を図るものです。</p> <p>水道の老朽化対策については、公営企業である水道事業については老朽化した水道施設の更新等に係る費用は水道料金の収入をもって充てることが基本ですが、地方公共団体の要望等も踏まえつつ、経営基盤が脆弱な水道事業者等への必要な財政支援のための予算を確保してきました。</p> <p>引き続き、必要な予算の確保に努めていきます。</p>
<p>水道の管路の更新に莫大な資金がかかるのは、私企業に委ねても、かかるものはかかるので、問題は解決しない。国民の命にかかわる水道の整備は、国債を発行してでも国が責任を持って行うべきである。</p>	<p>水道事業は生活に不可欠な水を供給するものであり、地域に密着した住民サービスであることから、地域の実情に通じた市町村が経営することを原則とすることが水道法において定められています。</p> <p>また、公営企業である水道事業については、官民連携を活用するか否かを問わず、地方財政法第6条において、公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、老朽化した水道施設の更新等に係る費用は水道料金の収入をもって充てることが基本です。</p>
<p>広域連携によるスケールメリットの効果が強調されているが、都道府県単位や日本全体で広域連携による水道事業を経営すればよいのではないか。</p>	<p>市町村経営を原則として整備されてきた我が国の水道事業は、小規模で経営基盤が脆弱なものが多いことから、運営に必要な人材の確保や施設の効率的運用、経営面でのスケールメリットの創出等を可能とする広域連携の推進は、水道の基盤の強化を図るための有効な方策の一つです。</p> <p>しかしながら、水源・地形等の自然的条件や、人口・経済活動等の社会的条件など、地域によって水道事業を取り巻く環境は様々です。</p> <p>そのため、地域の実情を踏まえ、どのような地域を連携の対象として水道経営を行うことが最も適切か、よく議論して広域連携を進めていくことが重要と考えています。</p>
<p>水道の基盤の強化を目的とした官民連携とは、利益相反を含め民間では永続的に不可能である事が明らかではないか。官としての過去から現在の責任を放棄する詭弁としか思えない。</p>	<p>官民連携は、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、水道事業等の運営に必要な人材の確保、ひいては官民における技術水準の向上に資するものであり、水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つであると考えています。</p> <p>ただし、水道事業者は、官民連携を行う場合であっても、水道法第15条に規定する需要者である住民等に対する給水義務を果たす必要があります。</p> <p>そのため、「水道の基盤の強化を図るための基本的な方針」では、「水道の基盤の強化を目的として官民連携をいかに活用して</p>

	<p>いくつかを明確化した上で、水道事業等の基盤強化に資するものとして、適切な形態の官民連携を実施する」旨を定めることとしています。</p>
<p>官民連携を推進することにより、事業に採算性が求められ、不採算地域が切り捨てられるのではないか。</p>	<p>官民連携は、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、水道事業等の運営に必要な人材の確保、ひいては官民における技術水準の向上に資するものであり、水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つであると考えています。</p> <p>ただし、水道事業者は、官民連携を行う場合であっても、水道法15条に規定する需要者である住民等に対する給水義務を果たす必要があります。</p> <p>そのため、水道事業者は、自らの給水区域内において給水義務を果たす観点から、住民サービスの向上や業務効率化等のメリットが大きいと判断した場合に官民連携を導入するものと考えます。</p>
<p>コンセッション方式については、世界中で失敗し、再公営化されているのではないか。</p>	<p>パリなどの再公営化の代表的事例など海外の事例を包括的に調査した報告書等から、海外の失敗事例における課題（①水質の悪化など管理運営レベルの低下、②水道料金の高騰、③民間事業者に対する監査・モニタリング体制の不備）を整理し、それらの教訓を踏まえ、十分対応できる制度設計をしています。</p> <p>再公営化された事例が各地にあることは事実ですが、民間委託が進んでいるフランスやアメリカでは、近年も契約の9割以上が更新（継続）されているなど、海外で一律に再公営化が進行しているわけではありません。</p>